

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		施行者の変動認可
根拠法令及び条項		マンションの再生等の円滑化に関する法律第51条第3項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課住宅係
審査基準	関係条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則第22条及び第23条第1項
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定（前例事務処理がないため）
	設定等年月日	平成27年4月1日設定（令和 年 月 日最終変更）